

6 善監委告示第2号

令和6年3月8日付け6善監委第2号で提出した令和5年度定期監査（後期分）の結果に関する報告に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき公表します。

令和6年3月29日

善通寺市監査委員 櫛田真作
善通寺市監査委員 寿賀崎久

令和5年度定期監査（後期分）

監査指摘事項の取組について

各課共通事項

【秘書広報課・社会福祉課・農林課・営業課・会計課】

① 事務分掌表について

事務分掌表については、秘書広報課が年度当初及び年度途中の人事異動等で変更がある場合に提出を求めている。同表中、再任用職員の通算在職年数欄の記載について、採用時から通算しているものが3課ある一方で、再任用職員としての通算在職年数を記載している課もあり、3課と統一されていない。また、会計年度任用職員の掲載漏れがあった課もあった。同表の提出依頼に際しては、記入要領を添付するなど記載方法等にバラツキが生じないように留意されたい。

【検討結果】

事務分掌表の提出を求める際に、採用時からの通算在職年数を記載するよう周知する。

【秘書広報課・総務課・自治防災課・市民課・税務課・社会福祉課・高齢者課・農林課・商工観光課・営業課・都市計画課・建築住宅課・土木課・議会事務局・農業委員会事務局】

② 運行日誌について

運行日誌については、善通寺市自動車管理規程（平成8年規程第10号）に基づき、「公用車の使用終了後、遅滞なく運行した記録を運行日誌に記入」することになっている。令和4年10月1日から、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の一部改正によりアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認が義務化された。これに伴い、安全運転管理者（道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3）である秘書課長名（当時）で改正内容の周知と運行日誌への酒気帯び確認の記録欄を設けるよう指示をしている。当然ながら、「酒気帯びの有無」欄に「有」と記載されているものは無かったものの、殆どの公用車において行先に対し走行距離が過大となっている記録が見られるなど、運行日誌の記入等の不備が散見されたので、公用車使用時の遵守事項について、今一度指導を徹底されたい。

【検討結果】

公用車使用時の遵守事項について、再度周知を行うなど、安全運転の促進及び事故防止に取り組む。

【秘書広報課・デジタル推進課・人権課・保健課・社会福祉課・子ども課・商工観光課・営業課・会計課・農業委員会事務局】

③ 出張命令簿、復命書について

善通寺市服務規則（昭和38年規則第17号）により、出張を命ぜられたときは、出張命令簿によって命令者の決裁を受けなければならないと、また、帰庁したときは、原則として復命書を提出しなければならないと定められている。

一方、善通寺市職務権限規程（平成2年規程第4号）により、出張者の職位に応じて出張命令の決定者及び復命を受ける者が定められているが、以下のとおり出張命令簿、復命書ともに不備が散見された。同規程を確認の上、事務処理を行っていただきたい。

- ・ 出張命令簿に関する不備 費目欄の未記載、命令者の誤り、帰着時刻の未記入、公用車を使用した出張時のその旨の未記載、交通費等別途支給時のその旨の未記載など
- ・ 復命書に関する不備 復命書を作成していない、復命書の決裁を受けていないなど

【検討結果】

ご指摘いただいた記載不備については、確認を徹底する。

復命については、簡易な事項は口頭で可としているが、復命書の作成が必要な出張については、所属長が確認し、作成及び決裁を徹底する。

個別指摘事項

【秘書広報課指摘事項】

① 部長会議等について

部長会議については、善通寺市部長会議等に関する規程（平成2年規程第9号）に基づき、「毎週火曜日（当日が休日に当たるときはその翌日）に開催する。」とされている。また、部課長連絡会議については、「毎月1日（当日が休日に当たるときはその翌日）開催する」と規定されている。

これらの開催日に関しては、特別の事情があるときの変更等も規定されてはいるものの、規程どおりに開催されていないのが常態化していると思われるため、この際、開催の現状に合わせた規程の改正を検討されたい。

【検討結果】

現状に合わせ、部長会議については月1回開催に見直すこととし、部課長連絡会議については、庁内電子掲示板「グループウェア」の活用により、組織内の情報共有が進んでいることから廃止の方向で検討する。

② 旅費計算について

旅費の計算に当たっては、善通寺市職員の旅費に関する条例（昭和29年条例第25号）及び善通寺市職員の旅費支給要領（昭和55年訓令第5号）に基づき、旅費概算請求書を作成しているところである。

しかしながら、同支給要領では判断できないケースも見られることから、その都度、秘書

広報課（旧人事課発出分も含む。）において、または同課と会計課との連名によりその運用等についての通知が行われており、善通寺市行政情報ネットワークのグループウェアのライブラリ（「規則集」の「サービス関係」）に常時掲載され、旅費の計算の際に利用されている。

なお、これらの通知の中には、現在の運用等では適用されないものが複数散見されることから、現状に即したものに改定を行うなど検討されたい。

【検討結果】

ライブラリに掲載している旅費に関する取り扱いのうち、現在適用していない運用は削除するなど、整理を行った。